

「徳島県地球温暖化対策推進計画」改定の概要について

1 計画の趣旨

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」第 8 条第 1 項に基づき、気候変動対策の緩和策（温室効果ガスの排出の抑制及び吸収量に関する対策）を総合的かつ計画的に推進

2 計画期間

令和 2 年度（2020年度）から令和 6 年度（2024年度）までの 5 年間を予定
（現計画：平成 2 3 年度（2011年度）から令和 2 年度（2020年度）まで）

3 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 1 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けるとともに、「徳島県環境基本条例」第 2 7 条に基づく、県、市町村及び県民等の地球環境の保全に関する「行動指針」としても位置付ける。

4 改定の理由

S D G s（持続可能な開発目標）の採択や、脱炭素社会の構築に向けたパリ協定の採択・発効など、世界的な気候変動対策を取り巻く動きに的確に対応し、新たな課題への取組をより充実させるため、現計画の計画期間終了前に前倒しで改定する。

5 改定時期

令和 2 年 3 月（予定）